(その1)

収支報告書

第　　号
受 29.3.-2 付
石川県選挙管理委員会

平成　28　年分
(平成　年　月　日開催分)

(ふりがな)　こんどうかずやこうえんかい

1　政治団体の名称　こんどう和也後援会

2　主たる事務所の所在地　石川県七尾市古府町ワ部45-2

3　代表者の氏名　近藤　和也

4　会計責任者の氏名　近藤　友子

政治団体の区分	
□政党	□政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
□政党の支部	
□政治資金団体	☑その他の政治団体
	□その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□2以上の都道府県の区域等	☑同一の都道府県の区域内

(ふりがな)　こんどう　ゆうこ
報告書作成者の氏名　近藤　友子
(電話)　0767-54-6005
(電話)
(電話)

資金管理団体の指定の有無
□有
☑無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☑政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　近藤　和也
公職の種類　衆参議院議員(候補者等)

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

記入しない

様式番号			団体コード						枚番				REC No.			届出年月日						年分				
1		3	4					9	10	11			14	15			17	18	19					24	25	27
A	2	1	0					0	1	0	1	0	0	0	1	0										

11 14
0200
(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

	16		17	99										99
				十億			百万			千				円
収入総額	0	1	0					5	7	1	7	0	2	
(前年からの繰越額)	0	2	0					2	7	3	7	0	2	
(本年の収入額)	0	3	0					2	9	8	0	0	0	
支出総額	0	4	0					3	1	4	9	7	7	
翌年へ繰越額	0	5	0					2	6	6	7	2	5	

2　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費														
				十億			百万			千				円
金額	0	6	0										0	
														人
員数	0	7	0										0	

(2) 寄　附（寄附の区分で該当があるものについては(その7)、(その8)、(その9)の内訳を添付すること。）														
ア 寄附（イを除く。）の区分	REC NO.			金										備　考
				十億										
(ア)個人からの寄附	0	8	0										0	
(うち特定寄附)	0	9	0										0	
(イ)法人その他の団体からの寄附	1	0	0										0	
(ウ)政治団体からの寄附	1	1	0										0	
小計　(ア)＋(イ)＋(ウ)	1	2	0					1	2	0	0	0	0	
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	1	3	0										0	
ウ政党匿名寄附	1	4	0										0	
合計（ア＋イ）	1	5	0					1	2	0	0	0	0	

11 14
0 3 0 0

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

15	17	事業の種類 18 67	金額 66 千億 億万 千 円	備考	
		ボーリング大会	1 7 8 0 0 0	会費	
8	0	0	この頁の小計	1 7 8 0 0 0	
9	0	0	合計	1 7 8 0 0 0	

記入しない

(注) 政治資金パーティーに係る収入のうち、特定パーティーについては(その10)、同一の者0から200万円を超える対価の支払又はあっせんについては(その11)又は(その12)にもその内訳を記載して下さい。

11 14
0 7 2 0

（その7）

※政治団体からの寄附の内訳専用です。

(7) 寄附の内訳													寄附者の区分		政治団体			
15		17	団体の名称 20	金額 30								円	年月日	主たる事務所の所在地 100		代表者の氏名	備考	
			民進党石川県第3区総支部	十億			百万	1	2	千 0	0	0	0	29. 12. 1	七尾市	古府町ワ番45-2	近藤 和也	事務所の維持運営
3	0	0	この頁の小計					1	2	0	0	0	0					
8	1	0	その他の寄附										0					
9	0	0	合計					1	2	0	0	0	0					

※「主たる事務所の所在地」欄の記載については、石川県内の場合は市名又は都町名を点線の左側に、それ以下を点線の右側に記載し、石川県外の場合は都道府県名から市区町村名までを点線の左側に、それ以下を点線の右側に記載して下さい。

（例） ○ ○ 市 | ○町○番○号 又は ○県○町 | ○町○番○号

記入しない

（注）1 寄附の内訳は、同一の者からの寄附で、年間5万円を超えるものについて一件ごとに内訳を書くこと。それ以外は「その他の寄附」にまとめて書いてもよい。

2 寄附者ごとに名寄せして記載して下さい。

11 14
1300
（その13）

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	15	16	17	金額	備考
1 経常経費					
(1) 人件費	0	1	0	0	
(2) 光熱水費	0	2	0	0	
(3) 備品・消耗品費	0	3	0	817977	
(4) 事務所費	0	4	0	12000000	
小計	8	0	0	20179770	
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	0	5	0	11131800	
(2) 選挙関係費	0	6	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (ア+イ+ウ+エ)	0	7	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0	0	
イ 宣伝事業費	0	9	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	9	6	0	
エ その他の事業費	1	0	0	0	
(4) 調査研究費	1	1	0	0	
(5) 寄附・交付金	1	2	0	0	
(6) その他の経費	1	3	0	0	
小計	8	0	1	11131800	
合計	9	0	0	31497570	

（注）本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、各項目ごとにその額を備考欄に記載すること。

(その14)

※資金管理団体及び国会議員関係政治団体のみ作成すること。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳

支出の目的	金額										年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億	億	千万	万	千	百	十	一	円					
ボールペン					1	5	0	1	2		28.4.13	株式会社ジャストローポレーション	福井県福井市殿下町46-3	
雑費					2	5	0	0	0		28.4.17	株式会社ベスト後車	七尾市小島町ホ63-3	
この頁の小計					4	0	0	1	2					
その他の支出					4	1	7	8	5					
合計					8	1	7	9	7					

項目別区分　備品・消耗品費（　消耗品費　）

※資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の団体は、この用紙を提出する必要はありません。

(注) 人件費以外の経常経費について、資金管理団体にあっては、1件5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体にあっては、1件1万円を超える支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。それより少ない額の支出は一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。

（その14）

※資金管理団体及び国会議員関係政治団体のみ作成すること。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳

項目別区分　事務所費（　事務管理費　）

支出の目的	金額										年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億	億	千万	百万	1	2	0	0	0	0				
事務所の賃料					1	2	0	0	0	0	28.12.1	民進党石川県第3区総支部	石川県七尾市古府町ワ部45−2	
この頁の小計					1	2	0	0	0	0				
その他の支出										0				
合　　計					1	2	0	0	0	0				

※資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の団体は、この用紙を提出する必要はありません。

（注）人件費以外の経常経費について、資金管理団体にあっては、1件5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体にあっては、1件1万円を超える支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。それより少ない額の支出は一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳												項目別区分	組織活動費	(	渉外費	)
支出の目的	金額										年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)			備考
	十億	億	千万	百万	千	百	十	一	千	円						
鹿島ボーリング大会使用料					1	0	9	3	0	0	28.4.17	タァトロプーム鹿島	鹿島郡中能登町井田と1-1			
この頁の小計					1	0	9	3	0	0						
その他の支出							3	8	8	0						
合計					1	1	3	1	8	0						

・政政治資金パーティー開催事業の支出は(その15)一ハを使用して報告して下さい。

(注) 国会議員関係政治団体にあっては、1件1万円を超える支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また1件1万円以下の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件5万円以上の支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また1件5万円未満の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。

11			14
1	7	0	0

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（通常貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（注）該当がない場合でもア～シの各区分の欄の□の中に☑と記入すること。

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成　29　年　2月　22日

政治団体の名称　　こんどう和也後援会

会計責任者の氏名　　近藤　友子　　㊞

代表者の氏名　　㊞

※　会計責任者が記名押印又は署名すること。

※　解散の場合のみ代表者も記名押印又は署名すること。

政治資金監査報告書

平成29年2月22日

こんどう和也 後援会
代表 近藤 和也 殿

登録政治資金監査人 [redacted]

登録番号　第３２１３　号

研修終了年月日　平成22年2月16日

1　監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、こんどう和也 後援会の平成28年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、こんどう和也 後援会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

こんどう和也 後援会と私との間には、法第19条の13第6項の規定に違反する事実はない。

また、こんどう和也 後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上